

重要事項調査報告書の発行について

宅地建物取引業法第35条第1項5の2及び同施行規則第16条の2の定めによるマンションの取引等に係る重要事項に係わる調査報告書発行を依頼される場合は、次項「重要事項に係わる調査依頼書」に必要事項をご記入いただき、振込明細書を添えて当社までご返信（FAX：06-6696-2691）ください。
ご入金を確認できましたら、3日以内に調査報告書を作成のうえFAX送信し、
原本を郵送いたします（※管理規約コピーは郵送のみとなります）。

また、作成手数料5,500円を下記口座までお振込みお願いします。


関西みらい銀行 長居支店 （普通） 0358330 サンケイサービス(株)

（※振込手数料は貴社でご負担ください）

また、管理規約のコピーが必要な場合は、別途コピー代1,100円を申し受けます。

なお、調査報告書は当社指定書式となります。 個別の書式への記入には対応致しかねますので、何卒ご了承ください。 発行後に内容をご確認いただき、不明な点等については別途お問い合わせください。

ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

 **サンケイサービス株式会社**

〔所在〕大阪市住吉区长居東4丁目21番6号

〔TEL〕06-6607-1291 〔FAX〕06-6696-2691

〔E-Mail〕info@sankei-service.net

サンケイサービス株式会社 行

FAX:06-6696-2691

重要事項に係わる調査依頼書		
調査依頼日	令和 年 月 日	
取引予定日	令和 年 月 日頃 ・ 未定	
宅地建物取引業者	免許番号	大臣・知事()第 号
	貴社名	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	FAX番号	
	ご担当	
調査依頼マンション	名称	
	所在地	
	売却主	号室 様
調査事項	<input checked="" type="checkbox"/>	管理組合の修繕積立金積立総額
	<input checked="" type="checkbox"/>	マンション全体の滞納額
	<input checked="" type="checkbox"/>	売却主の負担額(管理費・修繕積立金等)
	<input checked="" type="checkbox"/>	売却主の滞納額(管理費・修繕積立金等)
	<input checked="" type="checkbox"/>	大規模修繕工事の実施について
	<input checked="" type="checkbox"/>	管理形態
	<input checked="" type="checkbox"/>	管理組合の金融機関からの借入金の有無
	<input checked="" type="checkbox"/>	アスベスト調査の実施の有無
	<input checked="" type="checkbox"/>	耐震強度調査の実施の有無
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	マンション管理規約コピー	

- 作成手数料は次のとおりです。
 - ・調査報告書作成 …… 5,500円(消費税込)
 - ・管理規約コピー …… 1,100円(消費税込)

- 作成手数料の振込先は下記のとおりです。

関西みらい銀行 長居支店 (普通)0358330 サンケイサービス(株)

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

- 払込票を添えてFAXいただきましたら、調査報告書を速やかに発行致します。